

運輸省芳湾技術研究所 正員 ○矢島道夫  
中村松子

### 1. はじめに

安定成長時代に付ける租税收入の伸び悩みと福祉関係等の行政需要の多様化によって、地方公共団体の財政の悪化が著しい。このため、芳湾諸活動が公共的性質を強く有する故に、地方公共団体の普通会計に多く依存している芳湾管理者（大部分が地方公共団体）の財政問題が顕在化するなどとなつた。具体的には、①芳湾整備による費用を誰が、どの割合で負担すべきか、②芳湾使用料等の適正料率などの水準か、③提案式による芳湾計画は財政的觀点からみて望れいかどうか、等の諸問題が問われている。

本研究では、ナ一に從来からの芳湾管理者財政の捉え方による、二、三の現状を解説する。ナニに地方公共団体の普通会計と連結した新しい管理者財政の捉え方を提案し、これを経年変化を追跡しながらシミュレーションモデルにて示す。ナ二に、上記の具体的な財政問題に資する二事が示すことを示す。

### 2. 芳湾法による財務原則

芳湾法はその29条に日りて、芳湾管理者の財務原則を「...その業務を行うために要する経費（芳湾工事に要する経費は除く。）は、その管理する芳湾施設等の使用料及び賃貸料...その他芳湾の管理運営に伴う収入をもつて、まかなければならぬ。」と定めている。これは、芳湾経営の自主性と効率性を確保するために、経常収支に付ける独立採算制を規定したものである。

表-1は、特定重要芳湾17箇中、資料が入手できた14箇（東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、北九州、宮崎、千葉、清水、四日市、堺泉州、姫路の各芳）につき、単純平均によつて28年度の管理者財政の平均像を求めたものである。芳湾法の財務原則は、この表に付ける芳湾使用料等による収入の合計（A）によつて、費用中の経営関係管理費（B）をまかねばならないことを規定している。（B）には、人件費、旅費、施設維持補修費、施設運営費等が含まれている。（A）-（B）をみると、各芳湾当たり平均769百万円の黒字となつてゐる。

### 3. 独立採算制による財政システム

次に、芳湾管理者を地方公共団体の普通会計から独立

表-1 財政收支		単位：百万円	V-E財政主として捉え、芳湾の管理運営を独立採算制を考えこみよう。
一収入一		A/A	
入港料（A <sub>1</sub> ）	11	0.01	
けい留施設（A <sub>2</sub> ）	263	0.15	
荷工はしご施設（A <sub>3</sub> ）	628	0.36	
保管施設（A <sub>4</sub> ）	111	0.06	
臨港交通施設（A <sub>5</sub> ）	44	0.03	
引航・御取（A <sub>6</sub> ）	120	0.07	表-1は、官庁会計方式による管理者財政を、企業会計方式による損益計算書の様式に書き直してある。
船舶給水（A <sub>7</sub> ）	38	0.02	
土地建物等（A <sub>8</sub> ）	319	0.18	
占用料等（A <sub>9</sub> ）	51	0.03	
その他（A <sub>10</sub> ）	144	0.08	
収入計（A）	1,729	1.00	
一費用一		B/B	
経営関係管理費（B <sub>1</sub> ）	960	0.46	
公債利息（B <sub>2</sub> ）	605	0.29	
減価償却費（B <sub>3</sub> ）	529	0.25	
費用計（B）	2,094	1.00	
(A) - (B)	769		
(A) - (B)	-365		
取扱貨物量（千t）	74,731		

二=減価償却費は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数と、残存率10%の定額法に基づき、施設整備費のうちの管理負担分について計算した。ちなみに、現在の国庫補助率のままで国庫支出金が支払われることを前提とした独立採算制である。（A）-（B）をみると365百万円の赤字となつており、この額が普通会計の負担になつていることになる。

### 4. 普通会計と連動した財政システム

以上2つは芳湾管理者財政の捉え方、地方自治体財政に付ける芳湾の経済的波及効果の一例しかみておらず、芳湾計画の評価は適当とはいえない。

芳湾は地域開発の核として整備工事をこなす多い、地域開発IF、地域経済の発展による収入の増加を、福祉関係や生活環境の改善等に振り分けようという地方財政の所得再分配効果が期待されていふと考えられる。したがつて、芳湾計画の財政的評価をまた、地方公共団体の財政にとって、どれだけの負担と増収にたらかという観点から見ておきべきである。

表-2は、二のうの観点を明確に把握するための財政システムを資金運用表の様式で示したものである。

都道府県が管理者である場合には、この財政システムは、管理者の財政と都道府県の普通会計、及び港湾所在市町村の財政の3つに区分される。管理者財政からは年度毎に普通会計に依存する金額が明らかになる。都道府県の普通会計では、管理者財政への繰入と、地方交付税、事業税及び都道府県税という港湾が存在し機能するところに関連する収支を比較することで、普通会計への港湾の負担あるいは増収の程度が示される。同様に、港湾所在市町村の財政においても、港湾の存在、機能による必然的な支払（市町村支出金、管理費）と受入（地方交付税、市町村税、固定資産税等）の差額によって、その負担あるいは貢献の程度が算出される。

## 5 試算事例

表-2の財政システムには、ある港湾についての年度の試算事例が記入されている。これをみると、管理者は支払の約40%、1.879百万円を普通会計に依存している。普通会計では、1.879百万円の支払に対する港湾関連の受入は983百万円であり、県の普通会計は管理者財政に計り896百万円を負担しているところである。しかし、この財政システムの損益計算（表-3）をみると、収入と費用の差額566百万円の純益をもたらしている。したがって、過去にだけの建設投資という県の財政負担が、当年度は日々の運営の額の増収をもたらしたところである。

一方、港湾所在市の財政では支払よりも受入が1.067百万円多くなっている。（3）の表は資金運用表の様式となるが、港湾所在市町村では資産形成のための支払がないから、損益計算書としてみるこができる。これが、過去の県財政の負担によって、当年度の市財政に1.067百万円の増収が生じたということである。

## 6 財政システムのシミュレーションモデル化

この財政システムを単年度でみるだけでは、整備費用を負担する時と、これが効果が収支に表われる時とが異なるため、港湾計画を評価することはできない。港湾計画を評価できるようにするために、このシステムを年次変化を追跡できるシミュレーションモデル化することが必要である。これによると、提案されていき港湾計画がどの程度の財政負担となり、かっこいいだけの増収を将来に向けた地方公共団体にもたらすかが推定できる。また、負担額と増収額を社会的割引率で現在価値に直すところと、計画規模や事業スケジュール等の代替案を

表-2 財政システム（資金運用表） 単位：百万円

(1) 港湾管理者（都道府県の場合）の財政

一受入-	(A港の例)	一支払-	(A港の例)
港湾收入	697	管理費（経営建設）	449
国庫支出金	755	施設整備費	3,306
市町村負担金	424	公債償還費	972
受益者負担金	-	普通会計への繰入	-
公債	972		
普通会計からの繰入	1,879		
計	4,127	計	

(2) 地方公共団体（都道府県の場合）の普通会計（港湾関連）

一受入-	(A港の例)	一支払-	(A港の例)
地方交付税	41	管理者財政への繰入	1,879
事業税	727	計	1,879
都道府県税	215		
管理者財政からの繰入	-		
計	983		

(3) 港湾所在市町村財政（港湾関連）

一受入-	(A港の例)	一支払-	(A港の例)
地方交付税	17	市町村支出金	496
特別トン税と税	161	管理費	6
市町村税	1,117	計	502
固定資産税	260		
その他	（船舶荷物料） 14		
計	1,569		

$$(受入)-(支払) = 1,067$$

表-3 財政システム（損益計算書） 単位：百万円

一収入-	(A港の例)	一費用-	(A港の例)
港湾收入	697	管理費（経営開発）	383
地方交付税	41	公債利息	348
事業税	727	減価償却費（管理者分）	383
県民税	215	計	1,114
計	1,680	(収入)-(費用) = 566	

比較評価方法などが可能となる。更に、整備費用の負担割合や港湾使用料等の料率を変化させてシミュレーションを行うことによって、これらの適正な割合や料率の検討に資することができる。

モデル化には、港湾收入や管理費の時系列の推定、収支対象の事業所の範囲の決定、及びそこからの収支の時系列の予測といった方法上の困難が幾つかあるが、規模や性格の異なる港湾ごとに調整を積み重ね、今後解決すべき研究課題とした。